

規 則

「千曲市介護保険給付等に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和8年2月6日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第4号

千曲市介護保険給付等に関する規則の一部を改正する規則

千曲市介護保険給付等に関する規則（平成15年千曲市規則第72号）の一部を次のように改正する。

様式第9号中

「

③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万9千円以下です。※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みません。以下同じ。

④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万9千円を超え、120万円以下です。

」を

「

③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額82万6千5百円以下です。※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みません。以下同じ。

④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額82万6千5百円を超え、120万円以下です。

」に

改める。

様式第10号中

「

1 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入の合計額が年額80万9千円以下のもの等

2 市町村民税世帯非課税者であって、1に該当する以外のもの

」を

「

- 1 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入の合計額が年額 82 万 6 千 5 百円以下のもの等
- 2 市町村民税世帯非課税者であって、1 に該当する以外のもの

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の千曲市介護保険給付等に関する規則の規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料に係る保険料率の算定について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料に係る保険料率の算定については、なお従前の例による。